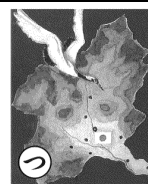




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年3月31日（月） 号 外 （第13号）

■ 目 次

ページ

企業管理規程

○群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程（総務課）	2
○群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程（同）	2
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（同）	2
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同）	4

■ 企業管理規程

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和七年三月三十一日

群馬県企業管理者 成 田 正 士

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程第五号

群馬県企業局組織規程（昭和五十年群馬県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「、ボイラータービン主任技術者」を削る。

第九条の十各号を次のように改める。

一 亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所の巡視、点検、測定及び試験並びにこれらの記録に関すること。

二 亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所の修理及び改良の計画、設計、施工及び監督に関すること。

三 亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所の予備品等の管理保管に関すること。

四 亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所の附帯設備等の保守に関すること。

五 水力発電所の維持管理に関すること（工務係、保安係、制御第一係、制御第二係、制御第三係及び制御第四係並びに発電事務所の主管に属するものを除く。）。

六 発電所の運転操作の代務に関すること。

七 旧高浜発電所の残務に関すること。

第十一条第一項の表群馬県坂東発電事務所の項中「、鬼石発電所、亀里太陽光発電所及び群馬コンベンションセンター太陽光発電所」を「及び鬼石発電所」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県企業管理者 成 田 正 士

群馬県企業管理規程第六号

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程（昭和五十年群馬県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改める。

第三条第二項中「から第十四号まで」を「及び第十三号」に改める。

別表第一第十二号中「企業局行政財産」を「所掌する行政財産」に、「更新すること（使用料以外の許可条件を変更しないものに限る。）」を「すること」に改め、同表第十三号を次のように改める。

十三 群馬県企業局行政財産使用料徴収規程（昭和四十二年群馬県企業管理規程第三号）第七条の規定により、使用料を減額し、又は免除すること。

別表第一中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

別表第六第二十一号中「企業局行政財産」を「行政財産」に改める。

別表第七総務課の項に次の一号を加える。

七 群馬県企業局行政財産使用料徴収規程第七条の規定により、使用料を減額し、又は免除すること（所長の委任事項に係るものを除く。）。

別表第十一中
「所次長。所次長が不在のときは、主務係長（支所の所掌事務にあつては、支所長）」

を
「所次長。所次長が不在のときは、主務係長（支所の所掌事務にあつては、支所長）」

在のときは、主務

に改める。

つては、支所長。
は、所次長

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県企業管理者 成 田 正 士

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程（昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第九條第一項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第九條第一項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第九條第一項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第九條第一項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

を省略しても支障がないと認めるとき。
第百三十二条の四十第一項第一号の表中

二百五十万円	四百万円
百六十万円	三百万円
八十万円	百五十万円
五十万円	百万円
三十万円	五十万円
百万円	二百万円

を

に改める。

第百三十二条の四十四第一項中「（一）連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を規定した場合に限る。）」を削る。

第百三十二条の四十六第四項中「（一）連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、二十四日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも二十四日前に行う旨を規定した場合に限る。）」を削る。

第百三十五条の二中「八月中」を「四月から九月までの間」に改める。

別表第一の 2 の表中

「保管預り 有価証券 貯蔵品	「担保品等による有価証券 の預り勘定を整理する。」	を
「保管預り 有価証券 非化石証 書 貯蔵品	「担保品等による有価証券 の預り勘定を整理する。 非化石証書を整理する。」	に
「改め、別表第一の 8 の表中		を
「容量市場 収入 溢水補償 金		

非化石証書の販売に対し得られる収益

に

改め、別表第一の 9 の表中

「容量市場 収入 非化石証 書販売収 益 非化石証 書販売収 益 溢水補償 金	「貸倒引当金として計上 するための繰入額を整理する。 「水力発電費」に準じて整理し、次の節を加える。」	を
「水力発電 費	「貸倒引当金として計上 するための繰入額を整理する。 非化石証書の購入額を整理する。 「水力発電費」に準じて整理し、次の節を加える。」	に

改める。
別表第二の 2 の表中

「事務所別 未収給水 収益 未収受託 給水工事 収益 その他営業未収金 本局		
---	--	--

営業外未収金	事務所別	未収受託給水工事収益 その他営業未収金	節以下は、上記「事務所別」に準じて整理するほか下記の節による。
	その他営業未収金		
その他未収金	本局	未収受取利息 未収消費税還付金 その他	上記以外の未収金を整理する。
	地区別		
営業外未収金	未収給水収益 未収受託給水工事収益 その他営業未収金		に改める。
	未収受取利息		

未収消費税還付金 その他営業外未収金	その他	上記以外の未収金を整理する。
その他未収金	その他	

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県企業管理者 成 田 正 士

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

条例第四条に規定する扶養手当の月額は、同条第二項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一人につき三千円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万五千円、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が別に定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）とする。

第五条第二項中「という。」の下に「並びに行八級職員等（扶養親族たる配偶者に係る扶養手当に限る。）」を加え、同条第四項中「扶養親族たる子に限る。」を「扶養親族たる子に限り、行八級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除く」に、「行八級職員等となつた職員に扶養親族たる父母等がある場合、行九級職員等から行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合、行八級職員等から行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者」に改め、同項第一号中「を除く」を「及び行八級職員等に扶養親族たる配偶者としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く」に改め、同項第二

号中「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」を、「行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合及び行八級職員等に扶養親族たる配偶者」に改める。

第五条の二中「百分の二・五」を「百分の二・八」に改める。

第八条第二項中「、特地勤務手当及び寒冷地勤務手当」を削る。

第十二条の二第二項第一号中「に始まる勤務（週休日等以外の日から週休日等）に引き続き勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が管理者が定める時間に満たない勤務以外の勤務を含む。」を「（第十一項の規定によりこの号の勤務とみなされるもの（以下「みなし第一号勤務」という。）については、午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務）に改め、同項第二号中「午前零時」を「午後十時」に改め、同条第三項中「前項第一号の勤務」の下に「（以下「第一号勤務」という。）（みなし第一号勤務を含む。第十一項を除き、以下同じ。）」を、「もの」の下に「及び週休日等と週休日等以外の日にまたがるもの」を加え、「（週休日等以外の日から週休日等に引き続き勤務にあつては、当該週休日等の午前零時をもつて開始とする。）」を削り、同項ただし書中「一の週休日等において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務」を「次に掲げる場合は、第一号勤務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一の週休日等において第一号勤務の開始が二以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第一号勤務の開始が二以上ある場合

第十二条の二第四項を次のように改める。

4 第二項第二号の勤務（みなし第一号勤務を除く。以下「第二号勤務」という。）は、午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間の勤務とする。

第十二条の二第五項中「第二項第二号の勤務」を「第二号勤務」に、「の開始（前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前零時をもつて開始とする。）」を「（一の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始」に改め、同項ただし書中「始まる」を「開始する」に改め、同条第六項中「第二項第一号又は第二号の勤務」を「第一号勤務又は第二号勤務」に改め、同条第七項中「第二項第一号の勤務」を「第一号勤務」に改め、同条第八項中「第二項第一号の勤務に」を「第一号勤務に」に、「第二項第一号の勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改め、同条第九項中「第二項第二号の勤務」を「第二号勤務」に改め、同条第十項中「第二項第二号の勤務」を「第二号勤務」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 次に掲げる場合には、条例第十条の二の規定による管理職員特別勤務手当（第二号勤務に係るものに限る。）を支給しない。この場合において、職員がした第二号勤務は、第一号勤務とみなす。

一 第一号勤務をした後、引き続き第二号勤務をした場合

二 第二号勤務をした後、引き続き第一号勤務をした場合

第十四条第一項中「常時勤務に服する職員をいい、」を削り、「職員及び」を「職員、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）並びに」に改め、同条第二項の表一級地の項中「二七、八〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表二級地の項中「一一、八六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、四六〇円」に改め、同表三級地の項中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、六八〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十六条の二中「第六条 第六条の三、第十四条及び第十七条から第十八条まで」を「及び第十八条」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
